自動車整備技能登録試験 受験資格(実務経験)の変更について

令和7年7月8日に自動車整備士技能検定規則の一部が改正され、受験資格となる**必要な整備作業の実務経験期間が短縮されました。**(一級を除く)

この改正に伴い、(一社)日本自動車整備振興会連合会が実施する自動車整備技能登録試験の受検に必要な実務経験期間も下記のとおり変更されました。

記



* 令和7年10月5日(日)に行われる令和7年度 第1回 自動車整備技能登録試験から適用となります。
* 一般的な受験対象者を記載していますので、上記以外の場合は当会 教育技術課までお問い合わせ下さい。
* 技術講習所の受講資格も同様に短縮されます。

以上